

令和3年2月

# 上天草市農業委員会会議録

令和3年2月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年2月10日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第5 議案第3号 非農地通知交付申請の承認について
- 日程第6 議案第4号 令和3年度農業賃金標準額について
- 日程第7 議案第5号 令和3年度総会日程について
- 日程第8 報告第1号 形状変更届の受理について
- 日程第9 報告第2号 令和2年度非農地化事業対象農地について
- 日程第10 議案第6号 農業委員会に関する法律第17条に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜  
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 8番 源 義通  
9番 松本 光義 10番 森 和敏

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

7番 岩崎 國重

## 1 開 会

事務局（徳弘）

皆様おはようございます。ただいまから、令和3年2月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は令和3年2月の総会に皆さん方、大変ご多忙な中ではございますけれども、ご出席をいただきましてここに開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、早速開会をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。2番、松岡委員、3番、山口委員、よろしくをお願いいたします。

## 4 議 事

**議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について**

**議長（西岡）**

それでは、議事に入ります。議案第1号につきましては、私が議事参与の制限により、議案第1号の議長を蓮田職務代理にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

**職務代理（蓮田）**

それでは、職務代理の蓮田が行います。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出が別紙のとおりありましたので、承認を求めます。

議案第1号の2番から説明をお願いいたします。

**事務局（塩田）**

では、番号2番について説明いたします。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△番、地目は田、面積は172㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は2～4ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約0.8kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4,304㎡、畑1万5,399㎡、合計1万9,703㎡です。稼働力は3、農機具等は、トラクター3、コンバイン2です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で10分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、かすみ草を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障もありません。説明は以上です。

**職務代理（蓮田）**

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

**推進委員（松岡）**

はい。議案第1号の2番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

受人の方は花卉農家でありまして、経営を一所懸命頑張っておられます。後継者もおられますので、規模拡大のためだそうでございます。問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

**職務代理（蓮田）**

ありがとうございました。2番について何かご意見ございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

職務代理 (蓮田)

よって、承認いたします。

議案第1号の3番について、事務局より説明を求めます。

事務局 (塩田)

はい。議案第1号、番号3番です。議案は2ページになります。

申請人は宇城市松橋町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△番△、地目は田、面積は1, 389㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は5～6ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約3.1kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、上天草市内に農地はありませんが、宇城市内に経営面積が田1, 829㎡、畑1万1, 315㎡、合計1万3, 144㎡あり、ニンニク等を栽培しているとのこと。稼働力は2、農機具等は、トラクター1、軽トラック1、消毒機1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。申請人は市外の方ですが、通作距離は自宅から車で45分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ニンニク等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われ。説明は以上です。

職務代理 (蓮田)

どうもありがとうございました。3番について担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員 (山田)

はい。推進委員の山田が説明させていただきます。

現地は昭和63年の地籍調査のときはきれいな田んぼでしたけれども、今から10何年前には全く作られなくなりまして現在のように非常に荒れてしまっております。今度、松橋の方がここにニンニクを作りたいということですが、沼地みたいになっているところでもありますので、埋め立てるか少し嵩上げをしないと作れないと思います。申請につきましては売買による所有権移転ということですので別に問題ないかと思っておりますけれども、皆様の審議よろしくをお願いいたします。以上です。

職務代理 (蓮田)

どうもありがとうございました。3番について何かご意見ございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

職務代理 (蓮田) よって、承認いたします。

(西岡会長 退室)

職務代理 (蓮田) 議案第1号の1番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (塩田) はい。議案1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番、地目は田、面積は102㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約0.8kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田3,315㎡、畑6万1,920㎡、合計6万5,235㎡です。稼働力は5、農機具等は、トラクター2、耕運機1、タマネギ植え機1、マルチ張り機1です。申請理由は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で15分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、みかん、タマネギ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上です。

職務代理 (蓮田) どうもありがとうございました。1番について担当委員の説明をお願いいたします。

4番 (水野) はい。4番水野が説明させていただきます。きのうの現地確認はお疲れさまでした。申請者の方は柑橘や野菜を作られている、やる気ある農家さんです。後継者もいらっしゃいますので規模拡大のための申請をされております。よろしく願いいたします。

職務代理 (蓮田) どうもありがとうございました。1番について何かご異議ございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

職務代理（蓮田）

よって、承認いたします。

（西岡会長 入室）

**議案第2号 農用地利用集積計画（案）について**

議長（西岡）

それでは、議案第2号につきましても私が議事参与の制限により、議案第2号の議事進行を蓮田職務代理にお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（西岡会長 退室）

職務代理（蓮田）

議案第2号農用地利用集積計画（案）について。次のとおり農用地利用集積計画について審議を求める。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第2号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明いたします。

議案は3ページから9ページになります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が4件、新規設定の計画が8件となっております。

はじめに、議案4ページ、番号1番から議案5ページ、番号4番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。まず、議案6ページ、番号5番から議案7ページ、番号8番については、借受人及び利用目的、借地設定期間が同じためまとめて説明いたします。

土地の所在、大矢野町登立□□□、地番△△△△番外4筆、登記簿地目は田2筆、畑3筆、合計面積は5,085㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方4名です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は、番号5番が全体で△万円、番号6番は1筆当たり30kgの物納、番号7番及び8番は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

次に、議案8ページ、番号9番、土地の所在、大矢野町中字□□、地番△△△番、登記簿地目は畑、面積は2,262㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は宇土市松山町の個人の方で、通作距離は車で45分程度です。利用目的は果樹園、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。

最後に、議案8ページ、番号10番から議案9ページ、番号12番までは、借受人及び利用目的、借地設定期間が同じためまとめて説明いたします。

土地の所在、松島町内野河内字□□□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は田5筆、合計面積は5,659㎡です。貸付人は松島町の個人の方2名、市外の個人の方1名です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は水田、借賃は番号10番のみ10a当たり△△△△円、11番及び12番は10a当たり△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間です。利用権の設定をする人12名、利用権の設定を受ける人5名、利用権設定面積合計は1万7,240㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

職務代理（蓮田）

どうもありがとうございました。1番から12番までについて、何かご異議ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

職務代理（蓮田）

よって承認いたします。

（西岡会長 入室）

### 議案第3号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして議案第3号非農地通知交付申請について。非農地通知交付申請書の提出が別紙のとおりありましたので、農業委員会の意見を決定するため審議を求めます。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は11ページになります。

申請人は大矢野町上地区の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△番外2筆、地目は畑3筆、合計面積は2,192㎡です。今回の申請場所は、図面8ページ④、詳細は7～10ページのとおりで、直線距離で○○○から西の方向、約2.5kmのあたりに位置しております。

申請地の現況につきましては、現地が山中にあるため現地確認が困難でありますので、航空写真及び遠方から撮った写真をもって非農地の判断をしております。

まず、1筆の□□□□△△△△番△については、近くまで行くことができませんでしたので航空写真のみとなっております。外2筆につきましても映像のとおり雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたしま



す。

6 番（磯田）

はい。6 番磯田が説明します。今、事務局の説明にありましたとおり、写真を見ていただいたとおり、農地に復元するのは難しいと思います。ご審議をよろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま議案第 3 号の 1 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第 4 号 令和 3 年度農業賃金標準額について

議長（西岡）

議案第 4 号があります。追加資料がございますのでご覧いただきたいと思ひます。

議案第 4 号令和 3 年度農業賃金標準額について。令和 3 年度における農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めるため審議を求めます。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。本日、机の上にお配りしておりましたピンクと黄色の付箋が付いているクリップ留めの資料の議案 4 号、今から審議するのがこのピンク色の付箋紙です。黄色のほうは議案第 5 号になります。そのままお持ちください。

令和 3 年度農業賃金標準額についてということで、ホチキス 2 枚留めしております。1 枚めくっていただきますと、令和 3 年度の検討資料としております。枠のちょうど真ん中、令和 3 年度のところを空欄にしておりますけれども、そのすぐ左側、「R 2 上天草」という黒い太い枠、こちらが 1 年前の総会でご審議いただいて決定した金額となっております。右側のほうは令和 2 年度の天草市と荅北町それぞれの金額、一番右の端は「H 3 0 ※ J A」と書いてありますが、これは J A あまくさの農作業受委託組合の平成 3 0 年度の料金の資料ということになります。先日確認したところ、この平成 3 0 年度版が最新であるということをごいただきましたのでその金額を出しております。

令和 3 年度の単価についてご協議をいただければと思っております。

議長（西岡）

ただいま事務局から説明がありましたとおり、令和 3 年度の標準賃金額を検討し

ていただきたいということでございます。皆さん方、令和2年度の標準額を見て、これを検討して令和3年度の賃金（案）というものを決めていただきたいと思いますけれども、皆さん方、何かご意見ございませんか。

職務代理（蓮田）

天草市は安いですね。JAは高いですね。

議長（西岡）

何か令和2年度分で訂正する点はございませんか。値上げ、値下げ。

9番（松本）

いいんじゃないですか。これでいいと思います。

議長（西岡）

現状のままという意見が出ておりますけれども、いかがでございますか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、令和3年度の標準賃金額につきましては、令和2年度と同様にすることということで決定をいたしたいと思えます。

#### 議案第5号 令和3年度総会開催日程について

議長（西岡）

それでは、続きまして、議案第5号令和3年度総会開催日程について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

その前にちょっと補足です。先ほどの標準賃金額ですけれども、決定いただいた内容は広報上天草に掲載をいたしますので、よろしく願いいたします。

では、議案第5号です。黄色の付箋をつけているホチキス留めの資料になります。3枚綴りになっております。3枚目が縦書きになってちょっと見にくいところがあるんですけれども、一般的に販売されているカレンダーのあとにオリンピックの話等がありましたので、ひょっとしたらお手持ちのカレンダーとこのカレンダーのお休み日程が違うかもしれませんが、お配りしているカレンダーはオリンピック関係の日程にあわせてお休みを反映させたものになります。ですので、7月に土日含めまた4連休が入ってくる等が反映されたものを資料としてお付けしております。

それを踏まえたうえで、基本的には10日が総会、その前日に現地確認という日程をはめ込んでみたところ、1枚戻りまして2枚目の横書き、(案)としておりますけれども、4月から3月までの総会開催日、現地確認はその前日、参考までに議案の締切りが前月の20日、土日等がある場合はその前日ということでの日程をお示ししております。これもホームページなどで広く公開するという事になっておりますので、ご審議いただきまして決定いただいたものを掲載したいと考えており

ます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま事務局のほうから令和3年度の総会日程につきまして説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、令和3年度の総会日程は、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号農地形状変更届の受理について。次のとおり受理したことを報告する。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は12ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△△番、地目は田、面積は201㎡です。今回の申請場所は、図面8ページ⑤、詳細は11～12ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約9kmのあたりに位置しています。届出理由は、周りの土地よりも位置が低く水はけが悪いため、土を入れて嵩上げをし、畑として利用するとのこと。土の搬入後は大根等を栽培予定とのこと、作付け開始予定は、令和4年1月からとのこと。同意書については、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。

また、今回の形状変更の届出が提出された際には、既に当該農地の土の搬入が始まっていたため、申請人には顛末書を提出していただいています。議案の説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告第1号の議案について、席番8番の源より説明を申し上げます。

きのうの現地確認は申し訳ありませんでした。本件は、今、説明がありましたように道路からの段差がありまして、昔であれば耕作等そのままよかったんですが、現在ではその圃場への行き来が大変であるということが第一点です。その意味で土地が低く、と書いてあります。水はけにつきましてもあまりよくありませんので、形状変更で耕作をしたいということでありましたが、たまたま自宅のほうの工事をして、その廃土があつて、それを形状変更用に使ったということで、大変申

し訳ないということの話があったということです。よろしくご審議をいただきたいと思えます。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

### 報告第2号 令和2年度非農地化対象地について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号、別に配付してありますのでご覧いただきたいと思えます。令和2年度非農地化対象地について。そのことについて令和2年度の地区別の非農地化対象地は、令和3年1月に事前通知を発送し、最終確認の結果、下記のとおりとなりましたので、報告をいたします。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第2号、令和2年度非農地化対象地について報告いたします。

議案は本日記りました4枚組の1枚目に大きく表が載っているホチキスで留められた資料になります。今年度も委員の方々に6月から8月にかけて調査をしてもらった状況報告をベースにして、荒廃農地分類がB判定となっていた農地のうち、事務局で2種類以上の航空写真をもとに非農地化対象候補地を作成いたしました。作成した候補地について、所有者への事前確認及び現場確認、担当の最適化推進委員の方々にも非農地化対象地の確認をしていただき、結果として、令和2年度の非農地化事業の対象地の合計は、筆数255筆、面積が15万3,695㎡という結果になりました。例年どおり2月末か遅くとも3月初めには非農地通知と登記の地目変更のための法務局での手続きの方法を同封して、対象者に通知する予定となっております。

今年も委員の方々へ相談等あるかもしれませんが、詳細については農業委員会事務局へ問い合わせるようにお伝えください。相談される方が直接法務局へ手続きに行くと行われた場合には、いきなり窓口に行っても受け付けてもらえない可能性がありますので、1回法務局へ連絡をして行くように伝えていただくと手続きがスムーズに進むと思えますので、相談があった場合には言い添えていただくと助かります。

以上で報告第2号の説明を終わります。

- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま非農地事業対象地について説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。
- 1番（蓮田） 1番蓮田です。同じ地区の推進委員から、「推進委員の地区はわかるが、農業委員がまわっているところはわからない」ということで、姫戸は2人でまわりました。今度ある場合は2人で行くような方法でもらえれば早くすむんじゃないかと、私の1つの案です。よろしくお願いします。
- 議長（西岡） 一筆調査の時ですか。非農地化対象地を別にまわったんですか。
- 1番（蓮田） 一応、非農地を見て確認しておかないと、わからないから一緒にまわりました。1時間ぐらいですむからですね。
- 議長（西岡） 松島あたりはどうしていますか。上、中地区あたりは非農地対象地の確認は。
- 3番（山口） 登立の北部の方は最初から2人でまわっています。
- 1番（蓮田） それがわかりやすいですね。
- 事務局（塩田） 利用状況調査の結果から候補地を作って、事務局で確認して問題ない所について、最適化推進委員さんには場所を確認してもらって航空写真等を使って事務局と一緒に確認してもらっています。
- 議長（西岡） 基本的にまた追跡調査して確認にまわらないといけないんですか。
- 8番（源） 所有者から「こんな通知がきていますがこれはおかしい」と異議があったのなら見に行くべきでしょうが、何もないなら持ち主がその通知で山になっている、と了解していると思います。だから確認に行かなくてもいいんじゃないですか。
- 1番（蓮田） 私が言うのは最適化推進委員しか通知がきていないので、どの辺だろうかと。自分がまわっていないところなので、この辺りですと一緒にまわったんです。
- 3番（山口） 意味がわかった。
- 8番（源） 言われることはわかります。もともと最適化推進委員が区域を全部把握しているのが本当だと当初から言っていますので。
- 3番（山口） だから最適化推進委員は農業委員がまわったところは見えていないのでわからな

いという意味でしょう。

8 番 (源)

もともと法律の中で最適化推進委員の地区は決めてあるわけだから、本当は最適化推進委員が1筆調査は全部するのが本当ですよ。それを農業委員と分けているから今言われるようなことになっているわけだから。

議長 (西岡)

はいどうぞ局長。

事務局 (徳弘)

今、源委員がおっしゃったように、推進委員さんの申込みに関しては、明確に区域があります。おおよそ100haの範囲で区域分けをして人数まで決めてあるんですけども、そこでの最適化の推進にまず努めてくださいということが一つございます。

一方で、先ほど出ていました利用状況調査については、制度が改正されて、農業委員さんと推進委員さんという体制になりましたけれども、全筆調査に関しては、その範囲を23名の委員さんで分けて確認をしましょう、ということできております。

数年前に非農地をやったときに、実は墓地でした、というのがあったので、最終的にここは非農地でいいですか、という確認をしていただいたのが先日集まっていた作業になります。

農地利用最適化推進チームを各農業委員会で作ってくださいということが、多々研修のときあると思います。これは特に推進委員さんがまず中心となって、農業委員さんはそこをちゃんとサポートしてくださいね、ということをおっしゃっております。どういった活動、どういった区分けで動いていきたいと思いますというのも、今年度、来年度でお話をいただく必要があると思っております。上天草市では、全筆調査のときは農業委員さんにも入ってもらったうえで細分化してやっている。そこは先ほどおっしゃったように、推進委員さんが完全に把握できていない地域というのがでてしまっている現状だと思います。今いろいろご意見いただきましたので、来年度以降どういった形がいいか、ご協議を今後いただければと思います。

議長 (西岡)

推進委員に全部任せると範囲が広がるものですから、今は農業委員と推進委員と分けています。

1 番 (蓮田)

お互いやり易いようにすればですね。

議長 (西岡)

天草市はですね、現地確認は推進委員だけです。総会は農業委員だけです。

1 番 (蓮田)

推進委員がだいぶ多いです。2倍以上います。

議長（西岡）

その本当の意味は、推進委員が全部受け持って、1筆調査を全部やるのが推進委員の役目だろうと思いますが、上天草市の数ではとても無理な話です。そこは一緒になって区域を定めてまわる、中には2人で合同でチームを組んでまわったり、推進委員と農業委員と別々にまわるところもある。

1番（蓮田）

やりやすいように考えていかないと推進委員の人も大変だと思います。基本はそうですけどね。

議長（西岡）

それでは、報告第2号についてはほかにございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もないようですので、報告どおりといたします。

なお、続きまして一時休会をいたしまして、推進委員の分科委員会を開催いたします。そして、その後また総会を開催いたしますので、暫時休憩をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局（徳弘）

お配りした議題にも書いておりますとおり、一旦ここで総会を休会して、このあと評価委員会を開催いたします。農業委員さんにはそのままお残りいただきまして、推進委員さんにつきましては、ここで本日は終了ということでお願いしたいと思います。

（一時休会）

（上天草市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会開催）

（総会再開）

**議案第6号 農業委員会に関する法律第17条に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について**

議長（西岡）

それでは、議事を再開いたします。

議案第6号農業委員会等に関する法律第17条に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について。欠員に伴う農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関し、上天草市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、評価を行ったのでその結果を報告するとともに、当該候補者を推進委員に委嘱することについて審議を求めます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

先ほど行っていただきました農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして、岩本俊治さんを候補者として推薦をいただきました。

岩本俊治さんにつきまして推進委員として委嘱を行ってよろしいか、審議をいただきたいと思っております。お願いいたします。

議長（西岡）

ただいま事務局のほうから説明がございましたように、農地利用最適化推進委員に岩本俊治さんに委嘱することにご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、委嘱することに決定をいたします。

それでは皆様方、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

これもちまして2月の総会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時50分



会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年2月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>山口勝喜</u>